

# 浦安市多文化共生推進プラン (素案)

令和4年(2022年)3月 策定

# 目次

## 第1章 推進プラン策定にあたって

- 1. 推進プラン策定の趣旨 . . . . . 1
- 2. 推進プランの位置付け . . . . . 2
- 3. 推進プランの期間 . . . . . 2
- 4. 推進プランの策定方法 . . . . . 3
- 5. 進行管理 . . . . . 3

## 第2章 多文化共生を取り巻く現状

- 1. 多文化共生推進に係る国・県の動向と本市のこれまでの取組 . . . . . 4
- 2. 本市の外国籍市民の状況 . . . . . 6

## 第3章 推進プランの基本的な考え方

- 1. 基本理念 . . . . . 12
- 2. 施策方針 . . . . . 12
- 3. 施策体系 . . . . . 13

## 第4章 施策の展開

- 1. コミュニケーション支援 . . . . . 14
- 2. 生活支援 . . . . . 17
- 3. 多様性を認め合い、誰もが活躍できる地域づくり . . . . . 21

# 第1章 推進プラン策定にあたって

## 1 推進プラン策定の趣旨

本市は、平成23年（2011年）に「浦安市国際化指針」（以下、旧指針）を改訂し、多文化が共生できる地域社会を目指して様々な施策を展開してきたところです。

旧指針の計画期間である10年が経過する間、日本全体における外国人住民及び本市の外国人市民<sup>※1</sup>は増加傾向にあります。一時的には、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる多少の減少がみられるものの、今後も傾向として外国人市民の増加が見込まれます。

こうした中、国は中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、在留資格「特定技能」を創設しました。また、平成18年（2006年）に地方公共団体の多文化共生<sup>※2</sup>の推進を促すために総務省が策定した「地域における多文化共生プラン」が令和2年（2020年）に改訂され、地方公共団体に対し、地域の実情を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画の見直しなどを行い、多文化共生施策の推進をするよう通知しました。

県では、令和2年（2020年）に多文化共生の理念や方向性を、市町村や市町村国際交流協会など全ての関係主体において共有し、連携しながら理念の実現を図るため、県が実施する様々な多文化共生施策を体系的に整理した「千葉県多文化共生推進プラン」を策定しました。

本市においても、浦安市総合計画にて多文化共生社会の推進を基本目標に掲げており、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築きながら、共に生きていく地域づくりを推進していくことが求められています。

このため、これまでの取組に加え、近年の国や県の外国人住民に関わる政策の動向や、本市の外国人市民の増加とニーズの多様化を踏まえて、「浦安市多文化共生推進プラン」を策定するものです。

### ※1 外国人市民

本プランにおいて、「外国人市民」とは、浦安市に在住・在勤・在学で日本国籍以外の人と、日本国籍であっても外国にルーツを持つ人を含みます。

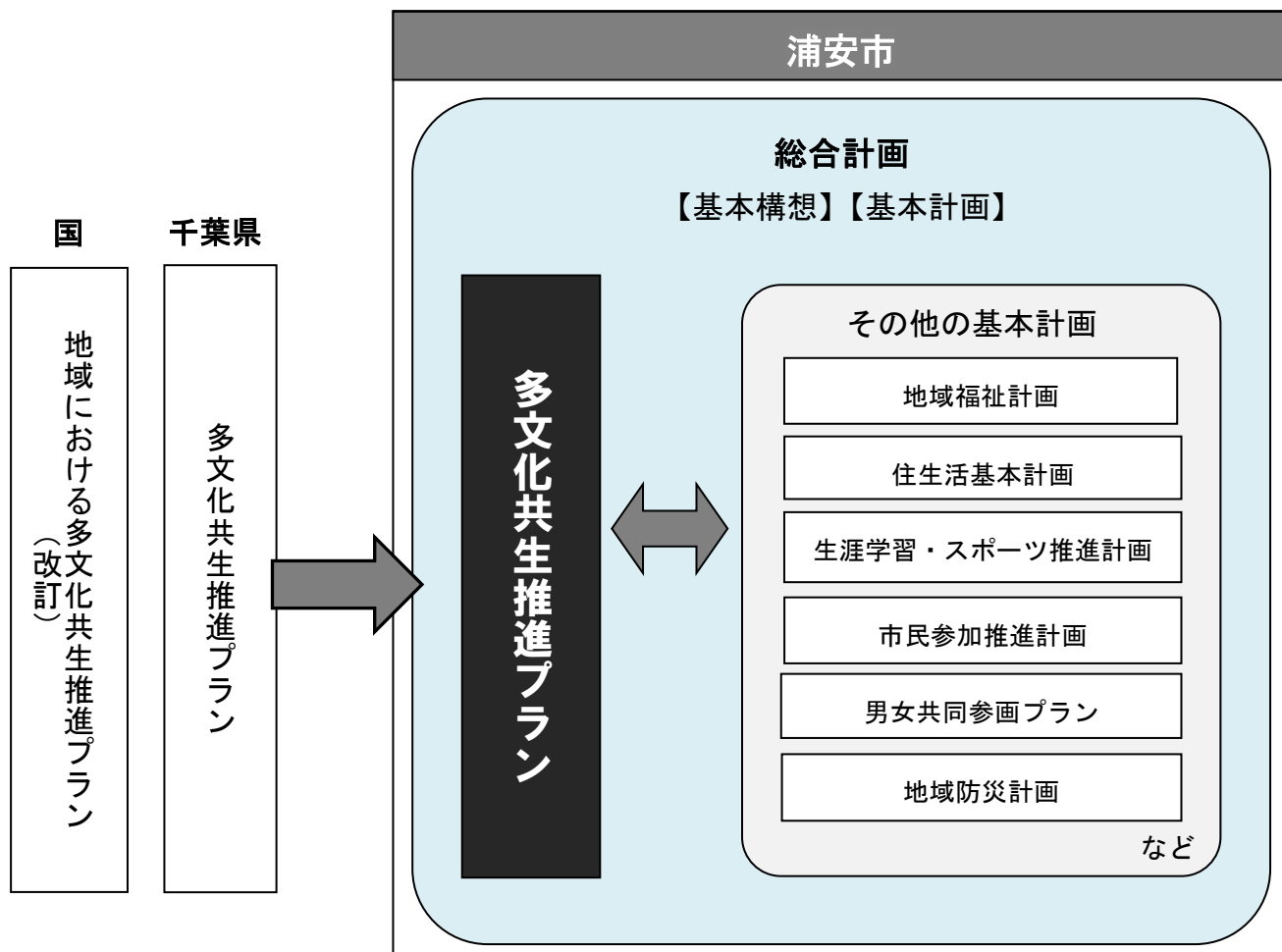
また、本プランにおいて「外国籍市民」とは、国籍が外国籍の人を指します。

### ※2 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと

## 2 推進プランの位置付け

国や県と連携しながら、上位計画である総合計画に基づき、関連計画と連携しながら取り組みます。



## 3 推進プランの期間

令和4（2022）年度～令和8（2026）年度の5年間とします。

年度 計画名	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022	令和 5 2023	令和 6 2024	令和 7 2025	令和 8 2026	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	
千葉県 多文化共生 推進プラン	計画期間 令和2（2020）年度 ～令和4（2022）年度										
浦安市 総合計画									基本構想		
	第1期基本計画							令和2（2020）年度～令和21（2039）年度			
				令和2（2020）年度～令和11（2029）年度							
浦安市 多文化共生 推進プラン			計画期間 令和4（2022）年度～令和8（2026）年度								

#### 4 推進プランの策定方法

浦安市多文化共生推進プランは、次の方法により策定しました。

##### (1) 浦安市多文化共生推進プラン策定検討委員会

庁内各部の代表 13 名の職員で構成された当該検討委員会において、関係部署と連携を図り、プラン策定の検討を行いました。

##### (2) 浦安市多文化共生推進プラン策定懇談会

有識者や関係団体の代表、市民公募委員で構成された 8 名からなる当該懇談会において、プランの策定に関する事項について、専門的及び総合的な立場から意見を伺いました。

##### (3) 関係団体、関係部署などに対するヒアリング

プラン策定にあたり、必要に応じて多文化共生社会推進に係る関係団体や関係部署などからもヒアリングを行いました。

関係団体や関係部署

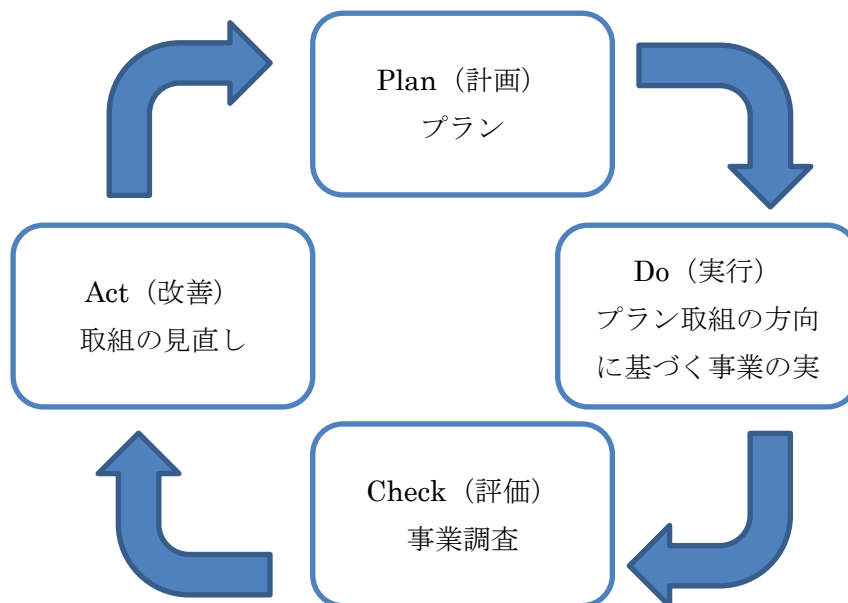
関係団体は、浦安市国際交流協会、浦安在住外国人会、関係部署は、庁内の福祉・保健などに関わる社会福祉課、健康増進課、学務課など

#### 5 進行管理

本プランに掲げる基本理念の実現に向けて、全庁的に取り組みます。

また、プランの進行にあたっては、施策の進行状況を把握・評価し、必要に応じて取組内容の見直しを図ります。(P D C A サイクル)

浦安市多文化共生推進プランの「P D C A サイクル」



1. 毎年度進捗状況を把握し、公表
2. プラン 3 年目に市民アンケートなどを実施し、事業の効果を検証
3. 必要に応じて、取組内容の見直し

## 第2章 多文化共生を取り巻く現状

### 1 多文化共生推進に係る国・県の動向と本市のこれまでの取組

#### (1) 国の動向

国においては、日本における外国人登録者数の急増や、グローバル化の進展、人口減少を勘案し、外国人住民の更なる増加が予想されることから、外国人住民施策が全国的な課題と捉え、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、平成18年(2006年)3月に、「地域における多文化共生プラン」が示されました。

また、同年12月には、国内で生活・就労する外国人住民について、社会の一員として受け入れるとともに、日本人と同様の公共サービスを受容し生活できるようにするため、『「生活者としての外国人」に関する総合的対応策』を策定しました。

平成24年(2012年)7月には、外国人住民の利便の増進及び市区町村などの行政の合理化のため、住民基本台帳法の改正を行い、外国人登録法が廃止され、外国籍の住民にも住民基本台帳法が適用されるようになりました。

また、平成31年(2019年)4月には、国内で中小・小規模事業者をはじめとした人手不足が深刻化したことから、骨太方針2018において、生産性向上や国内人材確保の取組を強力に推進しつつ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格「特定技能」を創設、外国人材の受入れを促進しました。

更に、令和元年(2019年)6月には、日本語教育を推進することを目的に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、当該法律に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が定められ、子ども、留学生、外国人就労者などへの日本語教育、地域の実情に応じた日本語教育の推進などが規定されました。

そのような中、外国人住民の増加・多国籍化、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化などの多文化共生施策を取り巻く社会情勢が大きく変化したことから、国の「地域における多文化共生プラン」が、令和2年(2020年)9月に改訂され、地方公共団体に対し、地域の実情を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画などの見直しを行い、多文化共生施策の推進をするように通知されました。

#### (2) 千葉県の動向

県においては、これまで千葉県総合計画において「外国人県民にも暮らしやすい県づくり」を柱として掲げ、各種施策に取り組んできました。

令和元年(2019年)7月には、高齢化の進展で介護人材の需要増大が見込まれることから、外国人介護人材の支援を行う機関として、「千葉県外国人介護人材支援センター」を設置しました。

また、令和2年(2020年)3月に県が実施する様々な多文化共生施策を体系的に整理した「千葉県多文化共生推進プラン」が策定されました。

更に、令和3年(2021年)3月には、生活者としての外国人住民の日本語教育に関して千葉県が抱える課題を整理し、千葉県の実情に即した地域日本語教育を推進するための具体的な取組をまとめた「千葉県地域日本語教育推進プラン」が策定されました。

### (3) 本市のこれまでの取組

本市は、平成13年(2001年)に、「浦安市基本構想」で掲げた都市像のひとつである「創造と交流で築く市民文化都市」を目指して、第一期の国際化指針を策定しました。

その後、全国的な少子高齢化の加速や、外国人労働者の増加と定住化などの時代の変化に即した指針として、多文化共生社会のまちづくりの実現を目指し、平成23年(2011年)に「浦安市国際化指針」を改訂しました。施策の柱として、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」、「国際都市としての魅力あるまちづくり」の4つの柱を掲げ、計画期間に、様々な施策を展開してきたところであり、その成果と課題は次のとおりです。

「コミュニケーション支援」については、各部署において、災害情報や福祉・保健サービスの情報、施設の案内などのほか、「浦安市公共サインガイドライン」を策定し、デジタルサイネージを含めた公共サインの整備を進め、多言語での案内や、情報の発信に取り組んできました。

しかし、市公式ホームページの機械翻訳、案内看板などについて、その正確性が不十分であることが判明し、多言語での正確な情報提供ができる体制を整え、やさしい日本語にも取り組んでいくことが、今後の課題となりました。

外国人相談窓口については、多言語で、外国人市民が必要とする情報の提供や、生活上の相談対応を行い、関係部署とも連携しながら問題解決に向けて取り組みました。また、令和2年(2020年)6月には、浦安市国際センター<sup>\*3</sup>(以下：国際センター)においても外国人相談窓口を設置しました。

「生活支援」については、日本語教育が必要な外国人児童及び生徒への日本語指導員による学習支援を行うことで、語学力や学力を保障し、学校生活への早期対応を図りました。

医療における取組では、医療通訳者派遣制度などの可能性について検討することが掲げられていましたが、専門的知識が必要であることから、自治体単体での人材確保は難しく、外国語対応可能な病院や薬局の情報提供、無料医療電話通訳の周知にとどまりました。外国人市民が安心して医療を受けるための取組が必要であることが浮き彫りとなりました。

「多文化共生の地域づくり」については、浦安市国際センターにおいて、多文化共生啓発講座・異文化交流イベントなどの開催、国際交流関係団体や市民の相互交流の場の提供など、多文化共生の意識啓発や国際交流・協力活動の拠点としての役割を果たしました。

しかし、外国人市民の地域社会への参加の取組では、自治会などの地域社会に関する情報が行き届いていないことから、外国人市民の参加につながっていないため、今後は、外国人市民が参加しやすくなる情報発信の取組が必要となります。

「国際都市としての魅力あるまちづくり」については、青少年海外派遣事業や、スポーツ交流などの姉妹都市交流事業を通して、姉妹都市の市民や青少年との親睦・交流を深め、次世代を担う青少年の国際感覚を豊かに育てるとともに、国際的な視野を広めることができました。

#### ※3 浦安市国際センター

外国人市民を含む市民の多文化共生及び国際理解・交流に関する情報提供並びに市民の相互交流を図ることを目的に、平成18年(2006年)4月から設置。

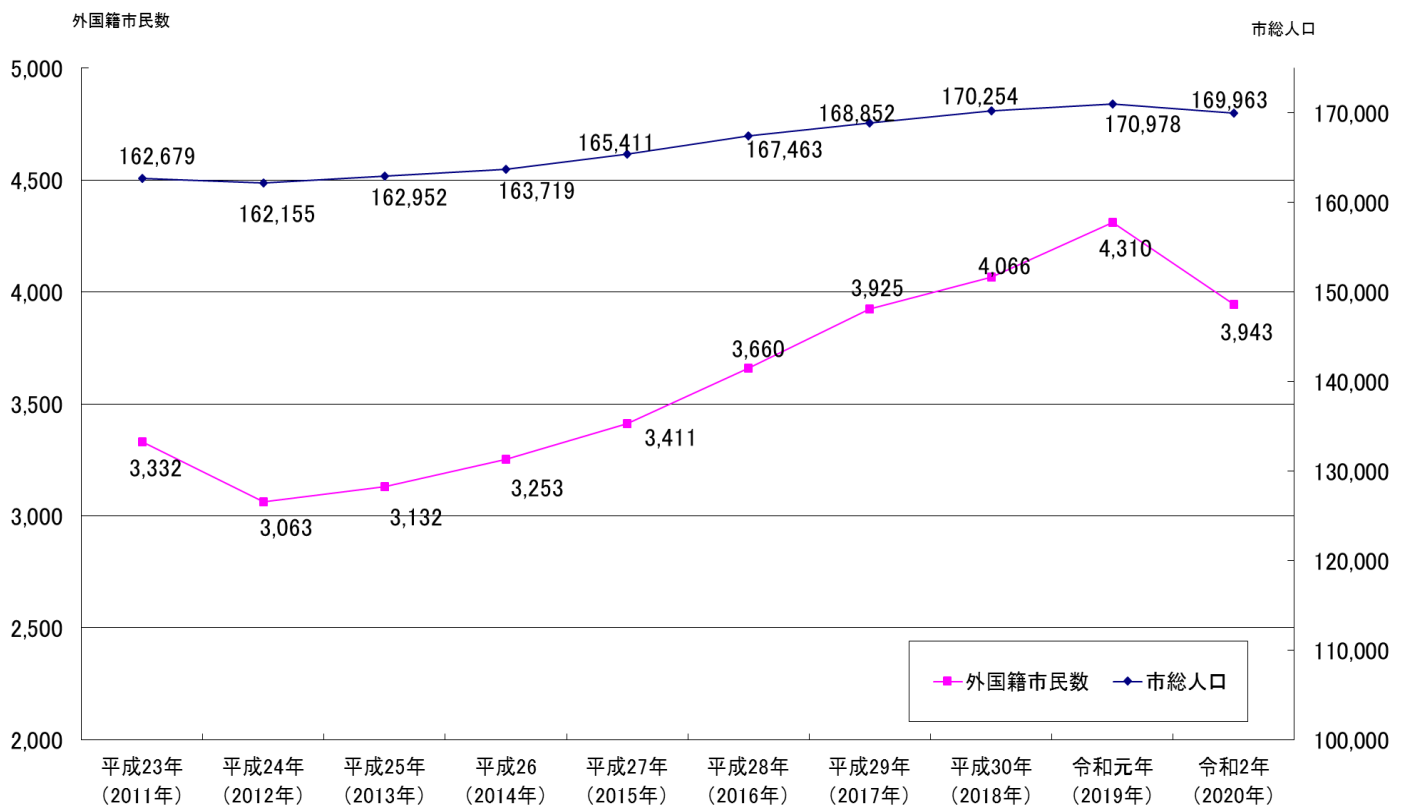
## 2 本市の外国籍市民の状況

### (1) 人口・割合 令和2年(2020年)12月末現在

人口・割合	浦安市	千葉県
市総人口(日本国籍市民+外国籍市民) (A)	169,918人	6,287,509人
外国籍市民数(総数)(B)	3,954人 (千葉県内で10位)	167,040人
市総人口に占める外国籍市民の割合 (B) / (A)	2.33%	2.66%

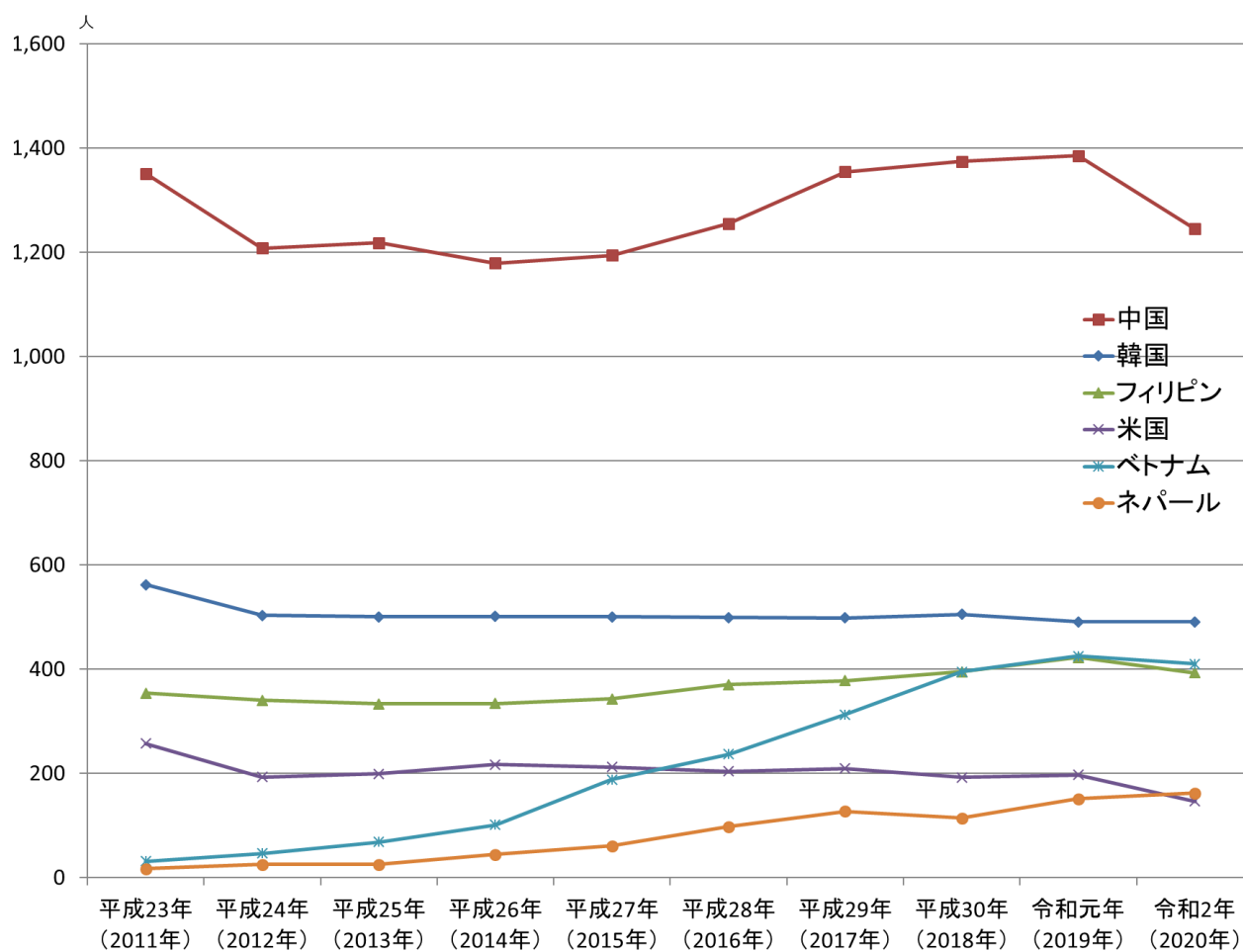
千葉県の統計時期と合わせ、令和2年(2020年)12月末の人口を掲載。

### (2) 年度別の推移 毎年度3月末現在





(3) 国籍別推移【年度別】 毎年度3月末現在

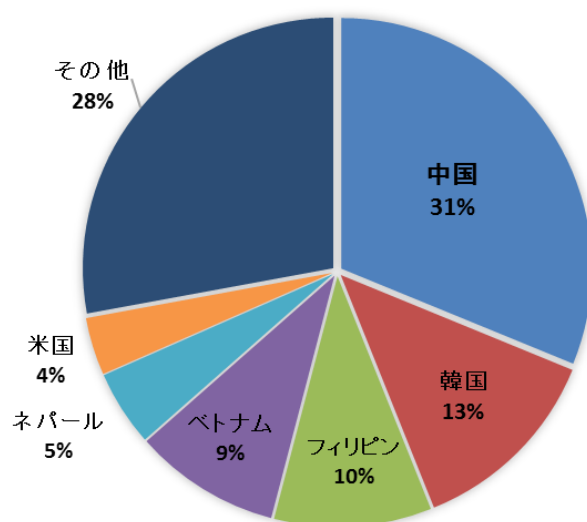


(4) 出身国籍・地域別の内訳

令和3年(2021年)12月末現在

順位	国籍	人数
1	中国	1,183人 (31%)
2	韓国	483人 (13%)
3	フィリピン	385人 (10%)
4	ベトナム	358人 (9%)
5	ネパール	185人 (5%)
6	米国	141人 (4%)
7	その他 (74の国・地域)	1,058人 (28%)
計		3,793人 (100%)

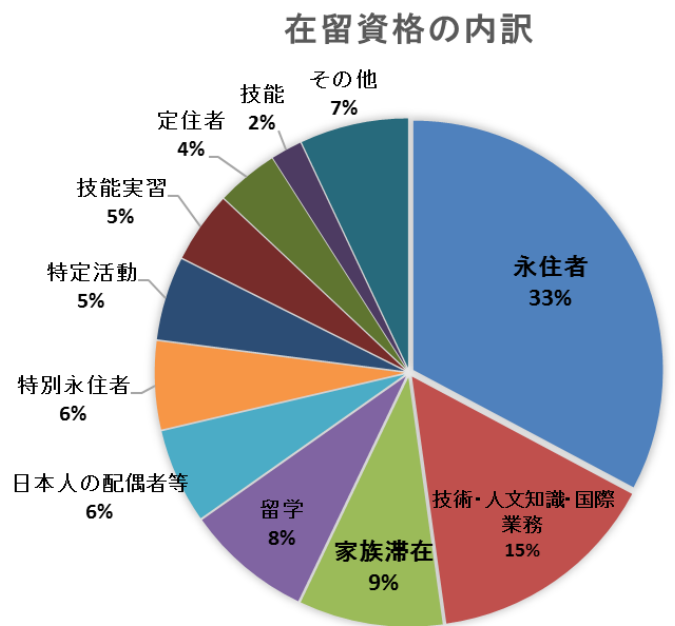
国籍別の内訳



(5) 在留資格別の内訳

令和3年(2021年)12月末現在

順位	在留資格	人数
1	永住者	1,244人 (33%)
2	技術・人文知識・国際業務	569人 (15%)
3	家族滞在	353人 (9%)
4	留学	308人 (8%)
5	日本人の配偶者等	232人 (6%)
6	特別永住者	216人 (6%)
7	特定活動	204人 (5%)
8	技能実習	174人 (5%)
9	定住者	151人 (4%)
10	技能	76人 (2%)
11	その他	266人 (7%)
	計	3,793人 (100%)



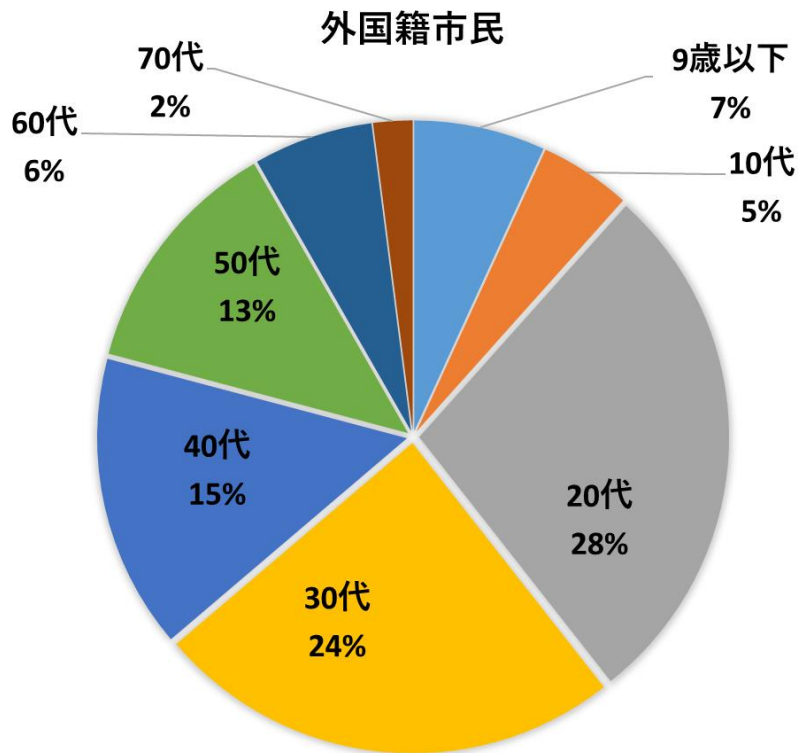
在留資格の説明

在留資格	該当例	在留期限
永住者	永住の許可を受けた者 <small>(原則10年以上日本に在留していることなどの条件を満たしている者)</small>	無期限
技術・人文知識・国際業務	エンジニア、通訳、デザイナーなど	5年、3年、1年又は3月
家族滞在	就労資格などで在留する外国人の配偶者、子	5年を超えない範囲
留学	大学、専門学校、日本語学校、高等学校、中学校、小学校などの学生	法務大臣が個々に指定する期間
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子	5年、3年、1年、6月
特別永住者	終戦後も引き続き日本に居住している台湾・朝鮮半島出身者およびその子孫	無期限
特定活動	外交官などの家事使用人、ワーキング・ホリデー、外国人看護師・介護福祉士候補者など ※新型コロナウイルス感染症の影響により帰国困難な留学生・技能実習生が、一時的な滞在のため在留資格を特定活動へ変更することが可能	法務大臣が個々に指定する期間
技能実習	農業、漁業、建設、食品製造、機械・金属関係	2年、1年
定住者	日系三世、中国残留邦人など	法務大臣が個々に指定する期間
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属などの加工職人など	5年、3年、1年又は3月

(6) 年代別の内訳 令和3年(2021年)12月末現在

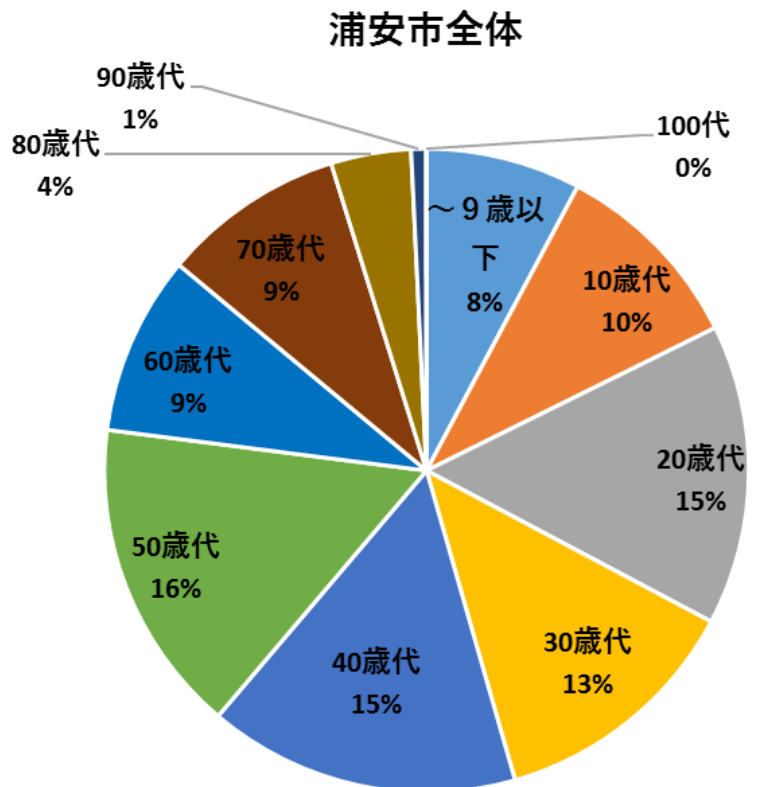
外国籍市民の内訳

令	年代	人数
1	9歳以下	258人 (7%)
2	10歳代	180人 (5%)
3	20歳代	1,047人 (28%)
4	30歳代	919人 (24%)
5	40歳代	578人 (15%)
6	50歳代	475人 (13%)
7	60歳代	235人 (6%)
8	70歳代	77人 (2%)
9	80歳代	22人 (0%)
10	90歳代	2人 (0%)
	計	3,793人 (100%)

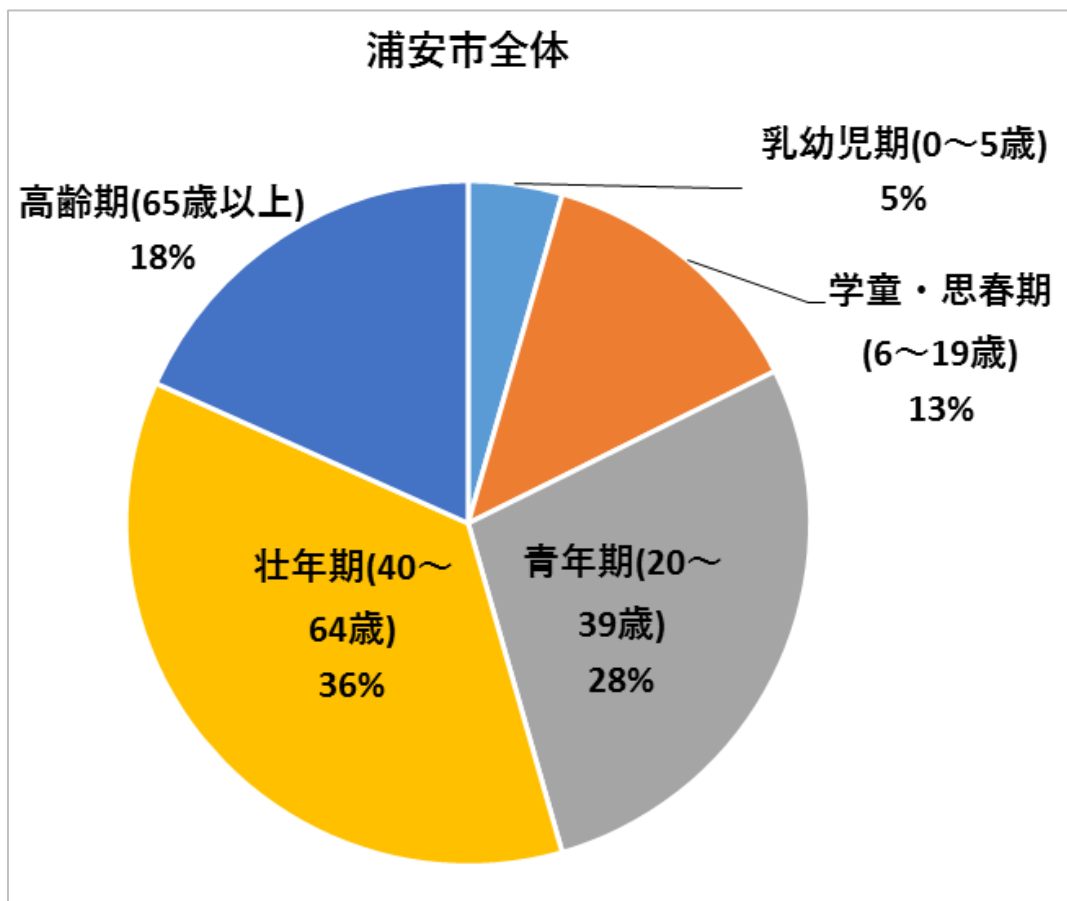
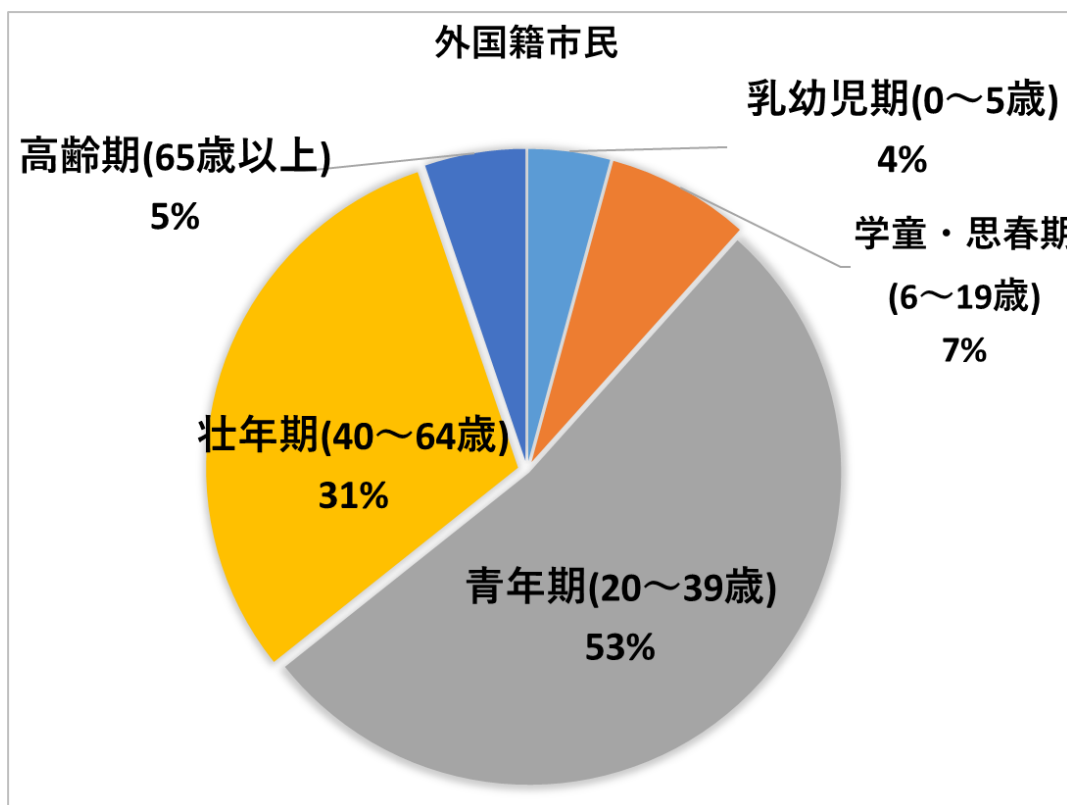


浦安市全体の内訳

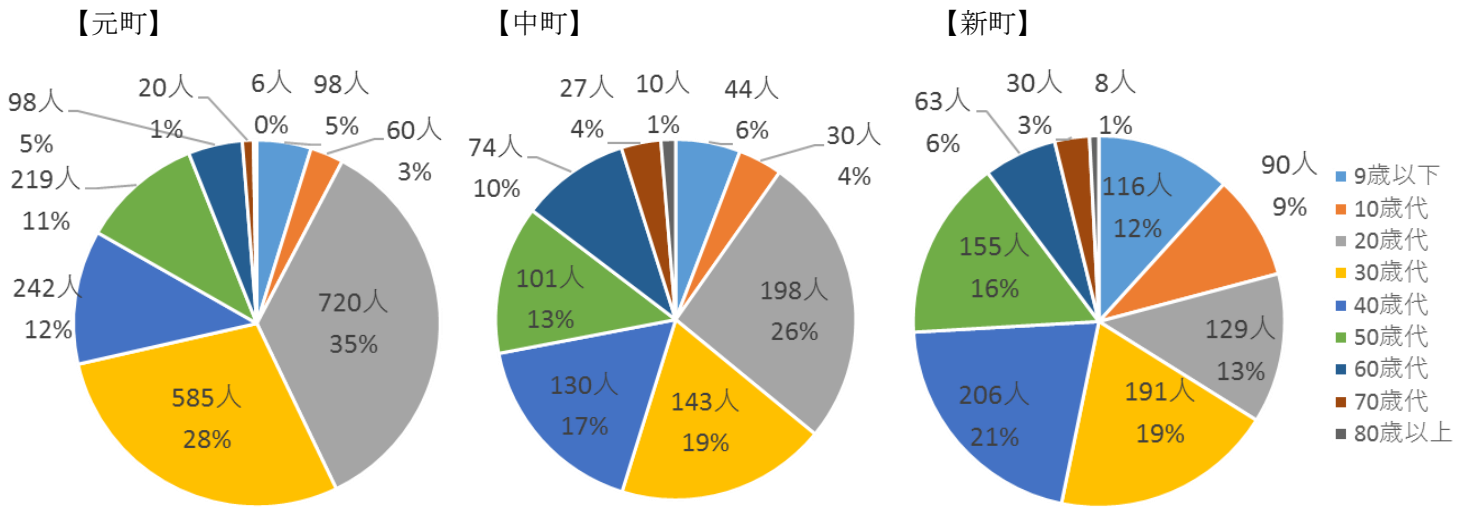
No	年代	人数
1	9歳以下	13,110人 (8%)
2	10歳代	16,701人 (10%)
3	20歳代	25,458人 (15%)
4	30歳代	21,592人 (13%)
5	40歳代	26,356人 (15%)
6	50歳代	26,695人 (16%)
7	60歳代	15,202人 (9%)
8	70歳代	15,468人 (9%)
9	80歳代	6,781人 (4%)
10	90歳代	1,257人 (1%)
11	100歳代	38人 (0%)
	計	168,658人 (100%)



(7) ライフステージ別の内訳 令和3年(2021年)12月末現在



(8) 年代別内訳【地域別】 令和3年(2021年)12月末現在

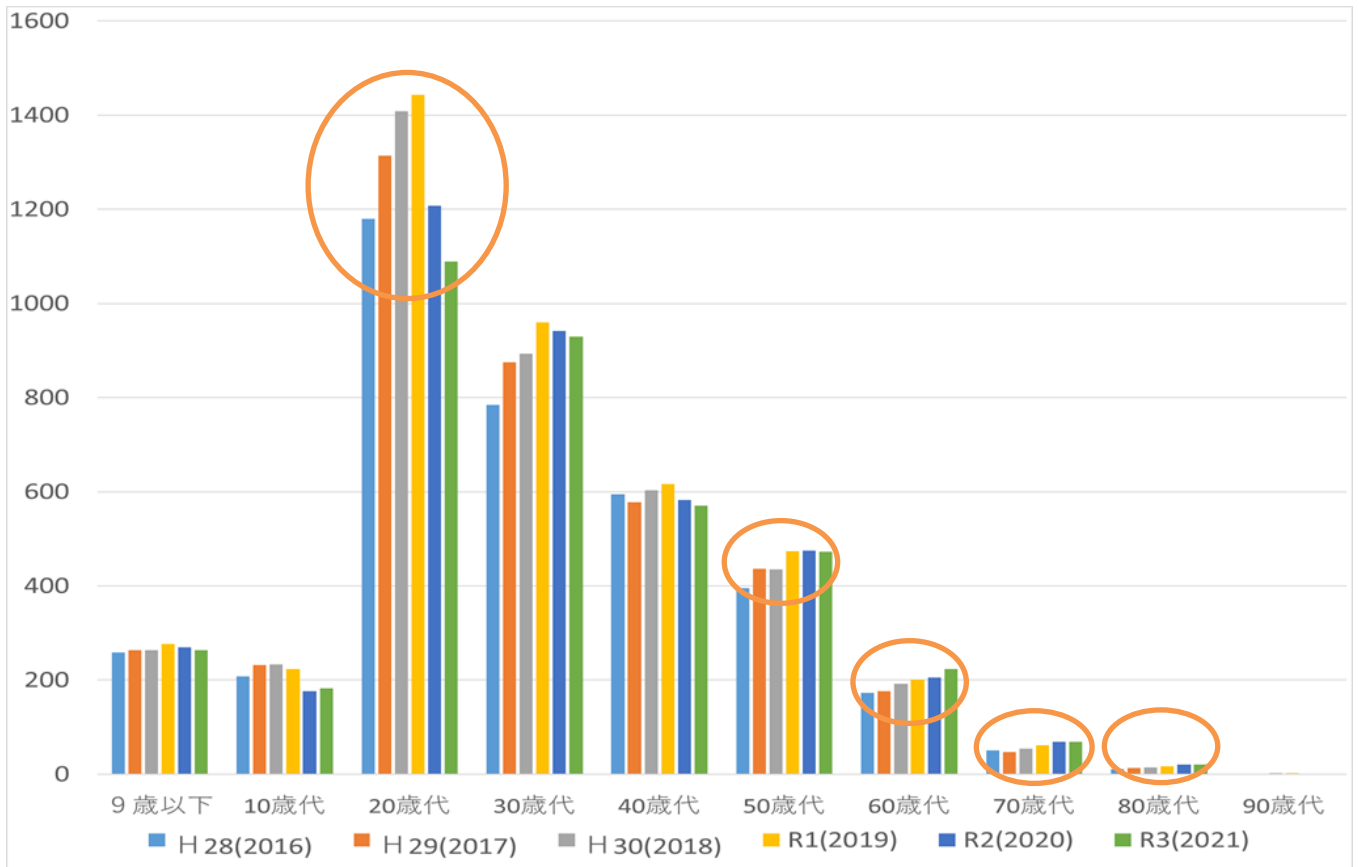


元町地域…猫実、当代島、北栄、堀江、富士見

中町地域…海楽、美浜、入船、今川、富岡、東野、弁天、舞浜

新町地域…日の出、明海、高洲、鉄鋼通り、港

(9) 年代別推移【年度別】 毎年度3月末現在



20歳代は減少傾向、50歳以上は増加傾向にある。

## 第3章 推進プランの基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 誰もが安心して暮らし、活躍できる多文化共生社会を目指して

「浦安市総合計画」では、浦安市が目指す将来都市像を「人が輝き躍動するまち、浦安 ～すべての市民の幸せのために～」と定めています。すべての市民が幸せになるためには、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら共生していくことが必要です。また、基本目標においては、地域社会を構成する誰もが互いを思いやり、支えあいながらより心豊かに暮らすことができるよう、市民一人ひとりの人権が尊重され、それぞれが個性を發揮し、活躍できる地域社会づくりを進めることを明記しています。

この推進プランにおいては、この将来都市像を基本とし、外国人市民を一時的な滞在者としてではなく、「地域社会の構成員」として捉え、すべての市民が、浦安市には国籍や民族の異なる様々な人がいることを認識し、それぞれの意見や文化を認め合い、互いに支え合いながら、日本人、外国人に関わりなく、誰もが安心して暮らし、主体的に地域づくりに参加することができる「多文化共生社会」を目指すことを基本理念とします。

### 2 施策方針

#### (1) コミュニケーション支援

様々な国籍の外国人市民が本市で生活していることから、行政情報の多言語化や窓口におけるICT（Information and Communication Technology（情報通信技術））の活用など、これまでの外国人市民を支援する取組に加え、「やさしい日本語<sup>※4</sup>」による情報の発信を推進します。

また、外国人市民が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備を図るため、多言語相談・支援体制の充実及び日本語学習機会の提供を推進します。

#### (2) 生活支援

外国人市民の定住化の傾向に伴い、外国にルーツを持つ子どもが増えていくと考えられることから、外国人市民の子どもが安心して教育を受ける環境整備の推進をします。

また、外国人市民が地域において生活する上で、教育、就労、医療、保健、福祉、子育て、防災、災害時対応などの分野で安心して生活するためのサポートの充実に努めます。

#### (3) 多様性を認め合い、誰もが活躍できる地域づくり

外国人市民と日本人市民との間で、お互いに文化、習慣、考え方などの違いを認め合うことが大切であるため、多文化共生を進める機会づくりや、意識啓発に取り組みます。

また、外国人市民の自立と地域社会への参加を促進する仕組みづくりに取り組みます。

#### ※4 やさしい日本語

日本語を十分に理解できていない外国人住民などのために、分かりやすい言葉や表現に言い換えた日本語。例：「火災が発生しました。避難してください。」→「火事です。逃げて ください。」

### 3 施策体系

基本理念の実現に向け3つの施策方針を設定し、各施策の方向性を定めます。

また、基本理念の考え方や、市の多文化共生の課題を踏まえ、「日本語学習の支援」、「医療・保健・福祉・子育てに関する支援」、「防災・災害時対応」、「外国人市民のまちづくりへの参加促進」については、特に重要であると考え、重点施策と位置づけます。

基本理念  
誰もが安心して暮らし、  
活躍できる多文化共生社会を目指して

#### 施策方針1 コミュニケーション支援

施策1 情報提供の充実

施策2 やさしい日本語の活用と普及

施策3 多言語相談・支援体制の推進及び周知

施策4 日本語学習の支援 **重点施策**

「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、市が主体となり、地域の状況に応じた日本語教育の推進が必要であることから、重点施策とします。

#### 施策方針2 生活支援

施策1 教育に関する支援

施策2 医療・保健・福祉・子育てに関する支援 **重点施策**

在留資格の制限や、情報の不足により、サービスにつながりにくいことや、医療提供体制に課題があることから、重点施策とします。

施策3 防災・災害時の対策 **重点施策**

「安全・安心」の生活を確保するため、災害時の外国人市民に対する支援体制の整備が必要であることから、重点施策とします。

施策4 その他の支援

#### 施策方針3 多様性を認め合い、誰もが活躍できる地域づくり

施策1 多文化共生・国際理解の意識啓発

施策2 多文化共生を進める機会づくり

施策3 外国人市民の地域社会への参加促進 **重点施策**

基本理念の達成には、外国人市民も主体的に地域づくりに参加することが必要であることから、重点施策とします。

## 第4章 施策の展開

施策方針 1	コミュニケーション支援
--------	-------------

### 施策 1 情報提供の充実

#### ◆課題と方向性

令和2年（2020年）2月に外国人市民向けに行った多文化共生に関する意識調査アンケート<sup>※5</sup>（以下「外国人市民向けアンケート」と言う）では、情報を取得する手段として、インターネットと回答した人が72%にのぼります。市では、これまで、施設の案内表示やチラシ、パンフレットなどについては、必要に応じ多言語対応を行ってきましたが、インターネットの対応は主に機械翻訳のみとなっています。

機械翻訳について、令和2年（2020年）11月に多言語表記検証委員会<sup>※6</sup>を設置し、その精度を確認したところ、機械翻訳の正確性には限界があることが判明しました。

また、多言語表記検証委員会から示された「浦安市多言語表記検証報告書」において、多言語での正確な情報提供のため、翻訳やチェックの体制を整えることや、市公式ホームページにおける人力翻訳による情報提供などの方向性が示されました。

生活における様々な場面で、行政からの情報は非常に重要なものとなっていることから、必要の人に情報が伝わるよう、生活オリエンテーション<sup>※7</sup>の実施や、外国人市民が活用するツールでの情報発信及び正確な情報提供をする仕組み作りに取り組みます。

#### ※5 アンケート「多文化共生に関する意識調査」（令和2年（2021年）2月）

外国人市民と日本人市民が多様性をお互いに認め合う多文化共生社会の実現に向けた施策展開、市内在住外国人などに関する実態を把握するために行った意識調査（以下アンケート）  
詳細は25ページ参照

#### ※6 多言語表記検証委員会

外国人市民が年々増えている状況にある中で、市民団体より「市内の公共サインや看板の英語表記や市公式ホームページの英訳は精度が低いものがある」という指摘を受けたことから、浦安市の情報発信及び公共サインなどの多言語表記の精度を検証することを目的として、設置し、多言語表記に係る課題とその対応について検証を行った。

#### ※7 生活オリエンテーション

本市の外国人市民を対象に日本で生活するために必要な行政情報や生活ルールなどについて説明するオリエンテーション。



◆具体的な取組

No.	主な取組	内容	担当
1	多言語及びやさしい日本語による公共サイン、刊行物、掲示物、啓発パネルなどでの情報発信	公共サイン、刊行物、掲示物、啓発パネルなどについては、担当部署において、必要に応じて多言語及びやさしい日本語による情報発信をします。	関係部署
2	ICT (Information and Communication Technology (情報通信技術)) を活用した環境の整備	窓口の外国人市民への対応を円滑にするため、ICT の活用などにより、多言語対応の体制を整備します。	市民課 地域振興課
3	市公式ホームページに多言語での案内を作成	市公式ホームページでは、自動翻訳を導入し、6カ国語に対応していることに加え、ネイティブスピーカーの翻訳による多言語案内を作成します。また、自動翻訳機能の維持・向上の体制を構築します。	広聴広報課 地域振興課
4	生活オリエンテーションの実施	外国人市民を対象に、日本で生活するために必要な行政情報や生活のルールなどについて説明する生活オリエンテーションを実施します。	地域振興課 国際センター

施策2 やさしい日本語の活用と普及

◆課題と方向性

様々な国籍の外国人市民が本市で生活していることから、全ての言語で情報提供をすることが難しくなっています。このような状況の中、全国ではやさしい日本語の活用が進められていますが、本市においては、その取組について、明確に規定していません。

一方、外国人市民向けアンケートでは、「日本語をよく読める、漢字も読める」・「漢字を少し読める」と回答した方が76.6%にのぼり、分かりやすい日本語であれば、大多数の外国人市民が、情報の内容を理解できると考えられます。

このことから、外国人市民への情報提供の手段として、やさしい日本語の活用と普及に取り組めます。

◆具体的な取組

No.	主な取組	内容	担当
1	やさしい日本語の活用と普及	日本語能力が十分でない外国人市民にも理解しやすい「やさしい日本語」を職員に周知し、情報提供への活用を推進します。	地域振興課

### 施策3 多言語相談・支援体制の推進及び周知

#### ◆課題と方向性

平成18年（2006年）12月に、国において示された、「生活者としての外国人に関する総合的対応策」では、国内で生活・就労する外国人住民について、「社会の一員として受け入れるとともに、日本人と同様の公共サービスを受用し生活できるよう整備しなければならない。」としています。

外国人市民も日本人と同様の公共サービスを受け、安心して生活をするためには、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、体制を整えることが必要です。特に、令和2年（2020年）以降、新型コロナウイルス蔓延の影響もあり、外国人市民からの生活支援などに関する相談が増加したことで、より充実した支援体制が必要となりました。

このことから、多言語で行う「外国人相談窓口」などにより、外国人市民に対する、生活情報の提供や生活に関する相談体制を推進します。

#### ◆具体的な取組

No.	主な取組	内容	担当
1	外国人相談窓口などによる情報提供	多言語で行う「外国人相談窓口」などにより、生活情報の提供や生活に関する相談に対応します。必要に応じて、関係部署と連携し、支援を行います。	地域振興課 国際センター

### 施策4 日本語学習の支援 **重点施策**

#### ◆課題と方向性

外国人市民向けアンケートでは、「現在、日本語を学習していない人で、今後、日本語を学習したいと思いますか」との問いに対し、「学習したい」及び「機会があれば学習したい」と回答した人が77%と、希望者が多数でした。

本市における外国人市民に対する日本語学習支援は、これまで市民団体である浦安市国際交流協会が主体的に運営しています。令和2年（2020年）以降の新型コロナウイルス蔓延の影響もあり、継続的なボランティアの募集・育成や、ボランティアの管理など様々な業務がボランティア団体にとって過重な負担となっており、今後継続的に安定した運営のためには、別の体制の充実を図ることが急務となっています。

令和元年（2019年）6月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、地域の状況に応じた日本語教育の推進に関する施策を実施することが地方公共団体の責務となりました。

これらのことから、「日本語学習の支援」を重点施策とし、希望する外国人市民が日本語学習を受けられる環境づくりに取り組みます。

#### ◆具体的な取組

NO.	主な取組	内容	担当
1	日本語学習支援教室	外国人市民が継続的に日本語を学習するための機会の提供を行います。	地域振興課 国際センター 浦安市国際交流協会

施策 1 教育に関する支援

◆課題と方向性

外国人市民の増加に伴い、日本語指導を必要とする児童・生徒が増加傾向にあります。小・中学校において、日本語を十分に理解できていないと、授業についていけないことや、友達とコミュニケーションが取れず孤立してしまうこともあり、学校生活に支障が生じる可能性があります。加えて、保護者が日本語を十分に理解できていないと、学校からの連絡や説明がうまく伝わらず、保護者とのコミュニケーションも課題となっています。

また、平成 18 年（2006 年）3 月に、国において策定された「地域における多文化共生プラン」では、不就学の外国人市民の子どもへの対応として、「学校に通っていない、または中途退学した不就学の子どもの実態を把握した上、支援などの取組を講じる」としています。

このことから、外国人市民の子どもについて、就学状況を把握するとともに、児童生徒への日本語指導や、保護者支援に取り組めます。

◆具体的な取組

No.	主な取組	内容	担当
1	就学状況の把握	外国人市民の子どもについても就学状況を把握し、不就学の可能性がある場合には家庭訪問を行うなど、就学の促進をします。	学務課
2	入学に関する情報の提供	小・中学校の新 1 年生となる外国人児童生徒に対し、入学意思確認や就学時健康診断などの情報を多言語で提供します。	学務課
3	日本語指導員の派遣	日本語指導員派遣要項に基づき、学校長の依頼により、各学校の日本語指導を必要としている児童生徒に対し、日本語指導を行います。	指導課
4	スクールライフカウンセラーの配置	外国にルーツを持つ児童生徒、保護者についても学校生活について相談しやすくなるよう、学校説明会や相談室便りなどで、カウンセラーの存在や役割を周知します。	指導課
5	明海大学との連携	浦安市教育委員会と明海大学との連携協定に基づき、学習指導にかかる支援を推進します。	指導課

## 施策2 医療・保健・福祉・子育てに関する支援 **重点施策**

### ◆課題と方向性

令和2年（2020年）以降、新型コロナウイルスの蔓延により、仕事を失ったり、収入が減少したりしたことで、外国人市民についても、生活支援を必要とする相談が増加しました。

また、年齢別人口推移では、50歳以上の外国籍市民が増加傾向にあり、今後、高齢外国人市民への支援が増えることが見込まれます。

外国人市民については、在留資格により受けられないサービスがあること、制度について認識していないことなどから、福祉サービスにつながりにくいという課題があります。

外国人市民に対する医療サービスについては、令和3年（2021年）7月に行った「市内医療機関における多言語対応実態調査」で、多言語対応している市内医療機関は23%でした。

一方、「外国人の対応に課題がある」と回答した市内医療機関は20%あり、外国人市民への医療提供体制に課題が見えました。

言葉や文化の違いにより、外国人市民が十分な医療・保健・福祉・子育てに関するサービスを受けられないことがないように、対策が必要です。

これらのことから、「医療・保健・福祉・子育てに関する支援」を重点施策とし、外国人市民が必要とするサービスを適切に利用できるよう多言語及びやさしい日本語による情報提供や、市内医療機関などとの連携に取り組みます。

### ◆具体的な取組

No.	主な取組	内容	担当
1	多言語対応可能な病院・薬局に関する情報提供	多言語対応可能な医療機関などについて把握し、多言語及びやさしい日本語で提供します。	地域振興課
2	子ども・子育て及び福祉サービスの利用促進	外国人市民が必要とする子ども・子育てや高齢者・障がい者への福祉サービスについて、多言語及びやさしい日本語での情報提供や、外国人相談窓口と連携し支援を行います。	障がい福祉課 高齢者福祉課 こども課 保育幼稚園課 その他担当部署
3	医療機関における多言語対応	市内医療機関などへ、問診票をはじめとする多言語化された様式や、無料医療電話通訳機関の活用を周知します。	地域振興課
4	多言語で行う健康相談会	市内医療機関などと連携し、定期的に外国人市民向けの健康相談会を行います。	健康増進課 地域振興課 国際センター
5	健康診断における多言語対応	小学校の就学時健康診断で使用する健康診断票や、一般市民の健康診断で使用する各種問診票などを多言語及びやさしい日本語で提供します。	健康増進課 国保年金課 保健体育安全課
6	医療現場でのやさしい日本語の推進	医療現場でのやさしい日本語の活用を検討し、推進します。	地域振興課 健康増進課

### 施策3 防災・災害時の対策 **重点施策**

#### ◆課題と方向性

外国人市民については、災害経験が少ないことや、日本語が分からないことにより、災害時の対応や情報の入手が難しいことが課題となっています。

本市では、浦安市地域防災計画において、災害時には、「(仮) 災害時外国人支援センター」を設置し、多言語による情報発信や、避難所での支援などの外国人対策を行うことを規定しています。

これまで、「災害時外国人サポーター養成講座」により、災害時の外国人市民を支援するボランティア育成や、外国人市民への防災啓発を行ってきましたが、災害時、実際に活動できる支援体制が整備されていません。

このことから、「防災・災害時の対策」を重点施策とし、関係機関と連携を図り、支援体制の整備に取り組みます。

#### ◆具体的な取組

No.	主な取組	内容	担当
1	災害時外国人サポーター派遣体制などの確立	災害時に外国人市民の避難生活を支援するため、災害時に外国人サポーターを派遣する制度や、多言語表示シートの設置など支援体制の整備に取り組みます。	危機管理課 社会福祉課 地域振興課
2	災害時の多言語及びやさしい日本語での情報発信体制の確立	関係機関と連携し、災害時に、外国人市民に対し、迅速に情報発信する体制を整備します。	地域振興課 国際センター 浦安市国際交流協会
3	災害時外国人サポーター養成講座	外国人市民が受講することにより、外国人市民の防災知識・意識の向上を図ります。	地域振興課
4	緊急時の電話同時サービス	119番通報時及び災害現場において、第三者を介しての電話同時通訳サービスを導入します。	消防本部警防課
5	多言語翻訳ツールによる傷病者対応	外国人傷病者と円滑なコミュニケーションを図るため、多言語翻訳ツールを活用します。	消防本部警防課

## 施策4 その他の支援

### ◆課題と方向性

外国人市民向けアンケートでは、「これからも浦安市に住み続けますか。」の問いに対し、50%以上が「はい」と回答、「いいえ」と回答したのはわずか3.3%でした。

一方、令和元年（2019年）10月に市内の不動産事業者や民間賃貸住宅への経営者に対して行ったアンケート調査では、外国人市民の民間賃貸住宅への入居に際して、入居を断ったことがあるとの回答が少なからずあり、民間賃貸住宅市場において住宅を確保することが難しい場合があります。（第2次浦安市住生活基本計画より）

また、外国人市民の就労支援については、在留資格の制限や、日本語が話せないことなどが要因となり、就業機会の提供につながる職業紹介などが難しくなっています。

その他、新型コロナウイルスなどの感染症が発生した場合は、拡大を防止するために、外国人市民に対しても迅速な情報提供や相談対応を行うことが必要となります。

これらのことから、住宅、就労、感染症などに関する支援について、多言語及びやさしい日本語による情報提供をはじめ、関係機関と連携し、支援の充実に取り組みます。

### ◆具体的な取組

No.	主な取組	内容	担当
1	生活のルール・住宅の確保に関する情報の提供	外国人市民が安心して暮らし続けられるよう、住まいや生活のルールに関する情報を多言語及びやさしい日本語で提供します。また、外国人市民は住宅確保要配慮者のため、関係団体と連携して、住宅の確保が図られるよう検討します。	住宅課 地域振興課
2	ハローワークや商工会議所などとの連携	外国人市民にも就労機会を提供するため、ハローワークや商工会議所などと連携し、就業に関する情報提供を行います。また、生活困窮者には、「生活保護受給者等就労自立促進事業」の活用を検討します。	商工観光課 社会福祉課
3	感染症に関する情報の提供	感染症の感染拡大に備えるため、外国人市民に対し、様々な情報提供を行います。	健康増進課 地域振興課

**施策方針 3****多様性を認め合い、誰もが活躍できる地域づくり****施策 1 多文化共生・国際理解の意識啓発****◆課題と方向性**

多様性を認め合う地域づくりにおいては、市民一人ひとりが、国籍や文化など様々な状況の外国人市民がいることを理解し、認め合うことが必要です。

国際センターにおいては、意識啓発のため、多文化共生や国際理解に関する講座を開催しています。

また、市では、毎年職員に対する「多文化共生職員研修」を行っています。

平成 28 年（2016 年）の「本邦外出身者に対する不平等な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」の制定により、地域の実情に応じて、相談体制の整備、啓発活動などに取り組むこととされました。また、法務省が示す「人権啓発活動強調事項<sup>※8</sup>」のひとつに「外国人の人権を尊重しよう」という項目が掲げられています。

これらのことから、研修や講座の開催などにより、多文化共生意識の醸成に努めるとともに、外国人市民に対する不当な差別的言動の防止に取り組めます。

**※8 人権啓発活動強調事項**

法務省が人権擁護に関する啓発活動について重点目標の下に設定している強調事項の 17 項目

**◆具体的な取組**

No.	主な取組	内容	担当
1	多文化共生職員研修	多文化共生を推進するため、市職員の多文化共生への意識を高めるための研修を実施します。	地域振興課
2	多文化共生啓発講座	外国人市民と日本人市民が共生していくために、市民や企業を対象として多文化共生啓発講座などを開催します。	地域振興課 国際センター
3	不当な差別的言動の解消と防止のための啓発	外国人市民に対する不当な差別的言動の防止のため、啓発活動に取り組めます。また、差別を受けた場合、相談に応じます。	多様性社会推進課 地域振興課
4	学校における国際理解教育の推進	各教科等の中で、体験的な学習や課題解決学習を通して、多様な文化を理解し、他者を尊重し合える心と態度を育成します。	指導課

## 施策2 多文化共生を進める機会づくり

### ◆課題と方向性

多文化共生は外国人市民へのアプローチの視点のみから推進できるものではありません。

多文化共生を進めるためには、自分と相手、両方の文化や考え方をすることで、「違い」を理解し、相手を尊重する考えを持つことが必要です。

市では、これまで姉妹都市<sup>※9</sup>交流やホストタウン交流など、様々な交流を通して市民の国際理解を深めてきました。

令和2年（2020年）2月に日本人市民向けに行った多文化共生に関する意識調査アンケートでも、「外国人との相互理解を深めるための機会」として、「異文化を体験する機会」と回答した人が全体の64%という結果だったことから、交流機会の必要性がうかがえます。

このことから、外国の文化や習慣などを知り、国際理解を深めるため、引き続き姉妹都市の他、様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を創出します。

#### ※9 姉妹都市

浦安市は平成元年（1989年）に米国フロリダ州オーランド市と姉妹都市提携し、交流を続けている。

### ◆具体的な取組

No.	主な取組	内容	担当
1	青少年海外派遣事業	姉妹都市交流事業の一環として高校生をオーランド市に派遣し、オーランド市民や青少年と交流などの体験をとおして、国際的な視野を広め、国際社会を担うにふさわしい人間を育成するとともに、親善大使として国際交流の促進を図ります。	地域振興課
2	オーランド市の高校生受け入れ事業	姉妹都市交流事業の一環として、オーランド市から高校生を受け入れ、浦安市民との交流やホームステイ、学校交流などを通して市民の姉妹都市交流及び国際理解の促進を図ります。	地域振興課
3	スポーツ交流事業	東京ベイ浦安シティマラソンにおいて、優秀な成績を収めた市民ランナーをオーランド市マラソン大会に派遣し、スポーツを通じた親睦・交流を図ります。	市民スポーツ課
4	ホストタウン交流事業	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会にてホストタウンとなったイギリス、オランダ、スロバキア、フランスなどとキャンプの誘致・実施を通して交流を図ります。	地域振興課
5	外国語指導助手派遣	小・中学校の外国語教育及び国際理解教育の充実推進を図ることを目的とし、市立小・中学校に外国語指導助手（ALT）を派遣します。	指導課
6	留学生との交流	明海大学の留学生と小・中学生や市民との交流を通して国際理解を図ります。	地域振興課 指導課 浦安市国際交流協会



### 施策3 外国人市民の地域社会への参加促進 **重点施策**

#### ◆課題と方向性

外国人市民向けアンケートでは、「地域の活動やまちづくりに参加したいか」という質問に対し、「既に参加している」と回答した人は5%、一方「ぜひ参加してみたい」「興味がわくものであれば参加してみたい」と回答した人は、合わせて68%となり、参加を希望する人は多いのに対し、実際に参加している人は非常に少ないという結果となりました。

外国人市民の参加が少ない要因として、参加する機会を知らないことや、言葉が通じないなどの理由により参加しづらい状況が考えられます。

身近な隣近所の交流により、防災・医療・子どもなど様々な問題を解決できることもあります。日本人、外国人に関わりなく、コミュニティが醸成され、地域社会を活性化することが必要です。

「外国人市民の地域社会への参加促進」について、重点施策とし、外国人市民に対する、地域社会への参加に関する情報提供の充実と、多くの外国人市民が参加しやすい仕組みづくりを検討します。

#### ◆具体的な取組

No.	主な取組	内容	担当
1	市政への参加促進	市の事業や取組への参加を促進するため、多言語及びやさしい日本語での情報提供を行います。	市民参加推進課 地域振興課
2	自治会活動への理解促進	自治会に関する情報の多言語及びやさしい日本語での提供や外国人市民への周知などを促進します。	地域振興課
3	自治会活動などへの参加	自治会などにおける外国人が参加しやすいイベントの企画、やさしい日本語での案内の作成など、外国人市民が地域の活動に参加しやすい仕組み作りを検討します。	地域振興課
4	コミュニティづくり	日本語学習支援に参加する学習者などに呼びかけ、外国人市民のコミュニティづくりを支援します。	地域振興課 国際センター